

静岡県職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年7月23日

静岡県知事 鈴木康友

静岡県条例第35号

静岡県職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

静岡県職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和30年静岡県条例第4号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(応急防災等作業手当)</p> <p>第20条 応急防災等作業手当は、次に掲げる場合に支給する。</p> <p>(1) <u>職員が、人事委員会規則で定める作業環境を劣悪にする異常な気象状態の下で、道路交通の安全の確保のために行う道路の巡視その他人事委員会規則で定める作業に従事したとき。</u></p> <p>(2) <u>災害対策基本法第23条の2第1項の規定に基づいて市町村長が災害対策本部を設置した場合において、職員が、当該市町村の地域で重大な災害が発生した危険な箇所又は発生するおそれの著しい危険な箇所、人事委員会規則で定める期間内に災害状況の調査、巡回監視又は応急的な工事の監督、測量等の作業に従事したとき。</u></p> <p>(3) <u>前2号に規定する作業に相当すると人事委員会が認める作業に従事したとき。</u></p> <p>2 前項の手当の額は、作業に従事した日1日につき、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p>	<p>(応急防災等作業手当)</p> <p>第20条 応急防災等作業手当は、<u>職員が</u>次に掲げる<u>作業に従事したときに</u>支給する。</p> <p>(1) 人事委員会規則で定める作業環境を劣悪にする異常な気象状態の下で、道路交通の安全の確保のために行う道路の巡視その他人事委員会規則で定める作業</p> <p>(2) <u>異常な自然現象により重大な災害が発生し、若しくは発生するおそれがある道路その他の人事委員会規則で定める現場において行う災害状況の調査若しくは巡回監視又は当該現場における重大な災害の発生した箇所若しくは発生するおそれの著しい箇所で行う応急的な工事の監督、測量等の作業</u></p> <p>(3) <u>異常な自然現象により重大な災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、災害対策基本法第23条第1項又は第23条の2第1項の規定に基づき災害対策本部が設置された地方公共団体の区域（人事委員会規則で定める区域に限る。）に派遣されて行う災害応急対策に係る連絡調整又は避難所運営の作業</u></p> <p>(4) <u>前3号に掲げる作業に相当すると人事委員会が認める作業</u></p> <p>2 前項の手当の額は、作業に従事した日1日につき、次の各号に掲げる<u>作業の</u>区分に応じ、当該各号に定める額（<u>大規模な災害とし</u></p>

(1) 前項第1号及び第2号に掲げる場合 710円（応急的な工事の監督、測量等の作業に従事した場合にあっては、1,080円）

(2) 前項第3号に掲げる場合 1,080円を超えない範囲内で、人事委員会が定める額

3 前項の規定にかかわらず、第1項第2号に規定する作業又は同項第3号に規定する作業のうち同項第2号に規定する作業に相当する作業（以下これらを「第20条第1項第2号等作業」という。）が次に掲げる場合に該当するときの第1項の手当の額は、前項各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める額に、作業に従事した日1日につき当該額の100分の100に相当する額を加算した額とする。

(1) 当該作業が著しく危険であると人事委員会が認める場合

(2) 当該作業が人事委員会が著しく危険であると認める区域で行われた場合

て人事委員会規則で定める災害に係る作業に従事した場合にあっては、1,080円）とする。

(1) 前項第1号から第3号までに掲げる作業 710円（前項第2号の応急的な工事の監督、測量等の作業に従事した場合にあっては、1,080円）

(2) 前項第4号に掲げる作業 1,080円を超えない範囲内で、人事委員会が定める額

3 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の第1項の手当の額は、当該各号に定める額とする。

(1) 第1項第1号若しくは第2号に掲げる作業又は同項第4号に掲げる作業（同項第3号に掲げる作業に相当する作業を除く。）が日没時から日出時までの間において行われた場合 前項に定める額にその100分の50に相当する額を加算した額

(2) 第1項第2号に掲げる作業又は同項第4号に掲げる作業のうち同項第2号に掲げる作業に相当する作業（以下これらを「第20条第1項第2号等作業」という。）が著しく危険であると人事委員会が認める場合 前項に定める額にその100分の100に相当する額を加算した額

(3) 第20条第1項第2号等作業が人事委員会が著しく危険であると認める区域で行われた場合 前項に定める額にその100分の100に相当する額を加算した額

(4) 第1項第3号に掲げる作業又は同項第4号に掲げる作業のうち同項第3号に掲げる

附 則

5 第20条第2項及び第3項の規定にかかわらず、職員が東日本大震災に対処するため第20条第1項第2号等作業に引き続き5日以上従事した場合の応急防災等作業手当の額は、同条第2項又は第3項の規定による額に、同条第2項各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める額の100分の100に相当する額を加算した額とする。

(特定大規模災害に対処するための応急防災等作業手当の特例)

8 第20条第2項及び第3項の規定にかかわらず、職員が特定大規模災害に対処するため第20条第1項第2号等作業に引き続き5日を下らない範囲内において人事委員会が定める期間以上従事した場合の応急防災等作業手当の額は、同条第2項又は第3項の規定による額に、同条第2項各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める額の100分の100に相当する額を超えない範囲内において人事委員会が定める額を加算した額とする。

作業に相当する作業が深夜において行われた場合 前項に定める額にその100分の50に相当する額を加算した額

附 則

5 第20条第2項及び第3項の規定にかかわらず、職員が東日本大震災に対処するため同条第1項各号に掲げる作業に引き続き5日以上従事した場合の応急防災等作業手当の額は、同条第2項又は第3項の規定による額に、同条第2項各号に掲げる作業の区分に応じ当該各号に定める額の100分の100に相当する額を加算した額とする。

(特定大規模災害に対処するための応急防災等作業手当の特例)

8 第20条第2項及び第3項の規定にかかわらず、職員が特定大規模災害に対処するため同条第1項各号に掲げる作業に引き続き5日を下らない範囲内において人事委員会が定める期間以上従事した場合の応急防災等作業手当の額は、同条第2項又は第3項の規定による額に、同条第2項各号に掲げる作業の区分に応じ当該各号に定める額の100分の100に相当する額を超えない範囲内において人事委員会が定める額を加算した額とする。

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行し、改正後の静岡県職員の特殊勤務手当に関する条例（以下「改正後の条例」という。）第20条の規定は、令和6年1月1日から適用する。
- 2 改正後の条例第20条の規定を適用する場合においては、改正前の静岡県職員の特殊勤務手当に関する条例の規定に基づいて支給された応急防災等作業手当は、改正後の条例の規定による応急防災等作業手当の内払とみなす。